3.処分業者（報告・登録）の基本設定

1)基本設定について

基本設定には報告機能の**「処分終了・最終処分終了報告に使用する基本設定」**と登録機能の**「2次マニフェスト登録に使用する基本設定」**があります。それぞれの必須項目は報告や登録を行う前に必ず設定しておく必要があります。基本設定は一度設定すると、情報処理センターのサーバに保存されますので毎回設定する必要はありません。

3-1 1次マニフェストの処分終了・最終処分終了報告のための基本設定

	基本設定メニュー	設定内容
必須項目	担当者設定	処分担当者などを設定
	最終処分事業場設定　※	最終処分事業場の事業所名や住所などを設定

※処分終了報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要

予約情報の修正に使用する基本設定

基本設定メニュー		設定内容
任意項目 ※	排出事業場設定	排出現場の事業場名や所在地などを設定
	担当者設定	引渡し担当者名などを設定
	廃棄物の種類設定	委託する廃棄物の種類を設定
	廃棄物の名称設定	委託する廃棄物の名称を設定
	最終処分事業場設定	最終処分事業場の事業所名や住所などを設定

3-2 2次マニフェスト登録のための基本設定

	基本設定メニュー	設定内容
必須項目	収集運搬業者設定	委託先の収集運搬業者を設定
	処分業者設定	委託先の処分業者を設定
	担当者設定	引渡し担当者名などを設定
	廃棄物の種類設定	委託する廃棄物の種類を設定
任意項目 ※	廃棄物の名称設定	委託する廃棄物の名称を設定
	最終処分事業場設定	最終処分事業場の事業所名や住所などを設定
	自己積替・保管施設設定	自己積替・保管施設がある場合に設定
	自己処分事業場設定	自己処分事業場がある場合に設定
	報告不要業者設定	報告不要業者に委託する場合に設定
	公共積替・保管施設設定	公共積替・保管施設に委託する場合に設定

※2次マニフェスト登録に必要な場合のみ任意で設定してください。基本設定の方法は排出事業者基本設定P1-2-5参照